

長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱

平成14年4月1日

告示第184号

改正 平成16年4月26日告示第202号
平成16年7月2日告示第308号
平成17年4月19日告示第243号
平成17年9月14日告示第479号
平成18年3月30日告示第209号
平成19年3月30日告示第237号
平成19年6月20日告示第458号
平成20年5月14日告示第386号
平成21年3月27日告示第166号
平成22年3月23日告示第146号
平成23年1月27日告示第40号
平成24年2月20日告示第85号
平成24年3月21日告示第148号
平成26年7月7日告示第462号
平成26年11月26日告示第673号
平成27年10月9日告示第639号
平成28年3月10日告示第128号
平成30年3月29日告示第146号
平成31年3月27日告示第158号
平成31年4月26日告示第276号
令和元年9月25日告示第571号
令和元年10月30日告示第646号
令和2年2月10日告示第13号
令和2年4月6日告示第197号
令和2年10月30日告示第606号
令和3年3月25日告示第199号
令和3年4月5日告示第317号
令和4年3月7日告示第104号
令和4年3月28日告示第152号
令和5年3月30日告示第126号
令和6年3月27日告示第200号

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、本市が発注する建設工事の請負契約及び建設工事に係る業務の委託契約を、地域要件等の条件を付した一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 制限付一般競争入札の方法により締結する建設工事の請負契約及び建設工事に係る業務の委託契約は、原則として本市が発注する全ての建設工事の請負契約及び建設工事に係る業務の委託契約（以下「対象契約」という。）とする。

(入札参加資格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により定める制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、第9号から第11号までに掲げる規定の適用を除外することができる。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更正手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者又は主任技術者（建設工事に係る業務の委託契約に係る入札の場合にあつては、当該入札に係る公告において定める当該業務に関する管理技術者（専門技術者を含む。）及び照査技術者）を配置できる者であること。
- (7) 同一入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (8) 建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札を執行する場合において、市長が別に定める制限付一般競争入札発注基準（総合数値等）を満たす者であること。
- (9) 市長（長崎市事務決裁規程（昭和41年長崎市訓令第4号）の規定により入札を執行する権限を有する者を含む。次号から第12号までにおいて同じ。）又は上下水道事業管理者（長崎市上下水道局事務決裁規程（昭和42年長崎市水道局規程第10号）の規定により入札を執行する権限を有する者を含む。次号から第12号までにおいて同じ。）が同日に執行した他の対象契約（建設工事の請負契約に係る入札を執行する場合にあつては他の建設工事の請負契約を、建設工事に係る業務の委託契約に係る入札を執行する場合にあつては他の建設工事に係る業務の委託契約をいう。次号において同じ。）に係る制限付一般競争入札において落札をした者（この号の規定の適用を除外した対象契約に係る制限付一般競争入札において落札した者を除く。）でないこと。
- (10) 開札日の前日から起算して10日前に当たる日から開札日の前日までの期間に市長又は上下水道事業管理者が執行した他の建設工事に係る業務の委託契約の制限付一般競争入札において落札をした者（この号の規定の適用を除外した建設工事に係る業務の委託契約の制限付一般競争入札において落札した者を除く。）でないこと。
- (11) 同一年度中に市長又は上下水道事業管理者が執行した建設工事の請負契約に係る

制限付一般競争入札において、6件以上（長崎市特定建設工事共同企業体実施要綱（平成9年長崎市告示第59号）第2条に規定する共同企業体による施工対象工事に参加する場合にあっては、7件以上）の落札をした者でないこと（この号の規定の適用を除外した建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において落札した場合を除く。）。

(12) 開札日の前日から起算して1月前に当たる日から開札日までの期間に市長又は上下水道事業管理者が執行した建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1件の落札価格（消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をいう。）（落札者が共同企業体の構成員の場合にあっては、落札価格を当該構成員の共同企業体への出資比率に応じて按分した額）が1億5千万円以上の落札をした者でないこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、対象契約ごとに次の各号に定める事項に係る入札参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 地域区分
- (2) 同種・類似工事の施工実績
- (3) 所在地
- (4) 工事成績
- (5) 配置予定の技術者
- (6) その他市長が必要と認める事項
（制限付一般競争入札の公告）

第4条 市長は、令第167条の6の規定により、制限付一般競争入札の公告を行うものとする。

（入札参加申請）

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、制限付一般競争入札参加申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 規則第11条による電子入札（以下単に「電子入札」という。）を行う場合は、申請書に代えて参加申請に必要な事項を電子的方式により作成し、提出しなければならない。ただし、特別な理由により市長がやむを得ないと認める者は、別に定める方式により提出するものとする。

3 市長は、対象契約の規模、内容等により必要と認められる場合には、次に掲げる書類を申請書に添えて提出させることができる。

- (1) 施工（履行）実績等調書（第2号様式）及び施工（履行）の実績を証明するもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

4 前各項の申請に係る費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された書類等は、返却、公表及び無断での他の用途への使用は行わないものとする。

（入札参加資格の確認）

第6条 市長は、前条第1項及び第2項ただし書の規定による申請書の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格を有しないと認めた者については、制限付一般競争入札参加資格確認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、その結果を入札参加希望者に対し、電子情報処理組織により通知するものとする。

（設計図書等の周知）

第7条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）に対して、対象契約に係る図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を複写して交付する等の方法により周知を図るものとする。

2 入札参加資格者は、設計図書等について疑義があるときは、市長に対し説明を求めることができる。

(現場説明)

第8条 対象契約については、現場説明を実施しないものとする。

(入札の方法)

第9条 対象契約について、電子入札案件以外の入札を行う場合は、郵便による入札とする。

2 入札については、入札書(電子的方式により作成されたものを含む。)の受領期限を定めなければならない。

(入札回数等)

第10条 入札執行回数は1回とし、落札者がいないときは、制限付一般競争入札を取りやめるものとする。

(最低制限価格の設定)

第11条 市長は、制限付一般競争入札により対象契約を締結しようとする場合においては、当該対象契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けることができる。

(入札の無効)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

(1) 申請書(第5条第2項の規定により電子的方式により作成し、提出されたものを含む。)又は提出資料において虚偽記載があった者のした入札

(2) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(3) 予定価格を上回る価格での入札

(4) 最低制限価格未満の価格での入札

(5) 入札金額を訂正した入札

(6) 入札金額が確認できない入札

(7) 電子入札による入札において、規則第11条の規定による提出がなされていない入札

(8) 次条に規定する工事(業務)費内訳書が到達していない入札

(9) 規則第12条の規定に該当する入札

(10) 本市所定の入札書を使用しない入札

(11) その他市長が別に定める要件に該当する入札

(工事(業務)費内訳書の提出)

第13条 入札参加資格者は、対象契約の入札に際し、別に定める工事(業務)費内訳書に必要な事項を記載し、提出しなければならない。

(共同企業体への適用)

第14条 対象契約の規模、内容等により、長崎市特定建設工事共同企業体実施要綱(平成9年長崎市告示第59号)に基づく共同企業体での入札及び契約が適当と認められる場合は、共同企業体であることを入札参加資格とすることができる。

(申請書の提出期限の短縮又は延長)

第15条 市長は、必要と認める場合は、申請書の提出期限を短縮し、又は延長することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則(平成14年4月1日告示第184号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 26 日告示第 202 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 2 日告示第 308 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 19 日告示第 243 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年9月14日告示第479号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市一般競争入札試行要綱及び改正後の長崎市制限付一般競争入札試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の公告に係る入札から適用し、同日前の公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日告示第 209 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 237 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（長崎市一般競争入札試行要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長崎市一般競争入札試行要綱（平成 9 年長崎市告示第 57 号）

(2) 長崎市公募型指名競争入札試行要綱（平成 9 年長崎市告示第 58 号）

附 則（平成 19 年 6 月 20 日告示第 458 号）（抄）

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 14 日告示第 386 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日告示第 166 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日告示第 146 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 27 日告示第 40 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 20 日告示第 85 号）（抄）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日告示第 148 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定並びに第 3 条第 1 項第 4 号及び第 10 号の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 7 日告示第 462 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 26 日告示第 673 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱第 3 条第 1 項第 9 号及び第 10 号の規定は、この要綱の施行の日以後の公告に係る入札から適用し、同日前の公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 10 月 9 日告示第 639 号）抄

(施行期日)

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 10 日告示第 128 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日告示第 146 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 27 日告示第 158 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日告示第 276 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 25 日告示第 571 号)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 10 月 30 日告示第 646 号)

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 2 月 10 日告示第 13 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 6 日告示第 197 号)

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 10 月 30 日告示第 606 号)

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 25 日告示第 199 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 5 日告示第 317 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 7 日長崎市告示第 104 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開札する制限付一般競争入札から適用し、同日前に開札する制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日告示第 152 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日告示第 126 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 27 日告示第 200 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）長 崎 市 長

入札参加希望者

住 所

商 号

代表者



制限付一般競争入札参加申請書

次の工事（業務）に係る入札に参加したいので、長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱第 5 条の規定により、申請いたします。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1 公 告 日 年 月 日

2 工 事（業務）名

3 発 注 工 種（業種）

(あて先)長崎市長

施 工 (履 行) 実 績 等 調 書

商 号

代 表 者

記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 参加申請工事(業務)名

--

2. 会社としての施工(履行)実績(参加資格条件としている場合のみご記入ください。)

工 事 (業 務) 概 要 等	工事(業務)名	
	工事(履行)場所	
	発注者名	
	請負(委託)金額	
	工事(履行)期間	
	発注形態 (単 体 / J V)	
	工事(業務)内容	

(注意事項)

- 1 過去10年間に国、地方公共団体等により発注され完成した工事(業務)の中で、本案件の参加資格要件を満たす工事(業務)について記入してください。
- 2 確認書類として登録内容確認書等、**工事(業務)内容が確認できる書類**を添付ください。
- 3 共同企業体の構成員としての実績の場合は、協定書の写しを添付してください。

3. 配置予定技術者の資格・施工(履行)実績(参加資格条件としている場合のみご記入ください。)

氏名・生年月日	(年 月 日生)	
法令等による免許	取得年月日 年 月 日 (NO)	
工 事 (業 務) 概 要 等	工事(業務)名	
	工事(履行)場所	
	発注者名	
	請負(委託)金額	
	工事(履行)期間	
	発注形態 (単 体 / J V)	
	工事(業務)内容	

(注意事項)

- 1 過去10年間に国、地方公共団体等により発注され完成した工事(業務)の中で、当該配置予定技術者が配置された本案件の参加資格要件を満たす工事(業務)について記入してください。
- 2 確認書類として**免許を証明できる書面の写し**に加え、登録内容確認書等、**配置予定技術者が当該工事(業務)を施工(履行)したことが確認できる書類及び雇用関係が分かる書類**を添付ください。
- 3 専任技術者が必要な工事における技術者は、営業所専任技術者や他の工事の技術者を兼ねることはできません。また、同一技術者で複数の案件に参加されても結構ですが、先に開札された工事を落札した時点で、本工事に本人又は他の技術者を建設業法の規定に基づき配置できない場合は、直ちに入札辞退届を提出してください。(対象業務の場合は、除く。)

第 号
年 月 日

商 号
代表者 様

長崎市長 印

制限付一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日付の制限付一般競争入札参加申請書により申請がありました
次の工事（業務）に係る制限付一般競争入札参加資格について、確認しましたの
で通知します。

公 告 日	年 月 日	
工事（業務）名		
制 限 付 一 般 競 争 入 札 参 加 資 格	無	
	入札参加資格がないと認められた理由	